

中小企業等経営強化法について

国土交通省 土地・建設産業局 建設市場整備課 建設市場整備推進官

ことう ふみかず
後藤 史一

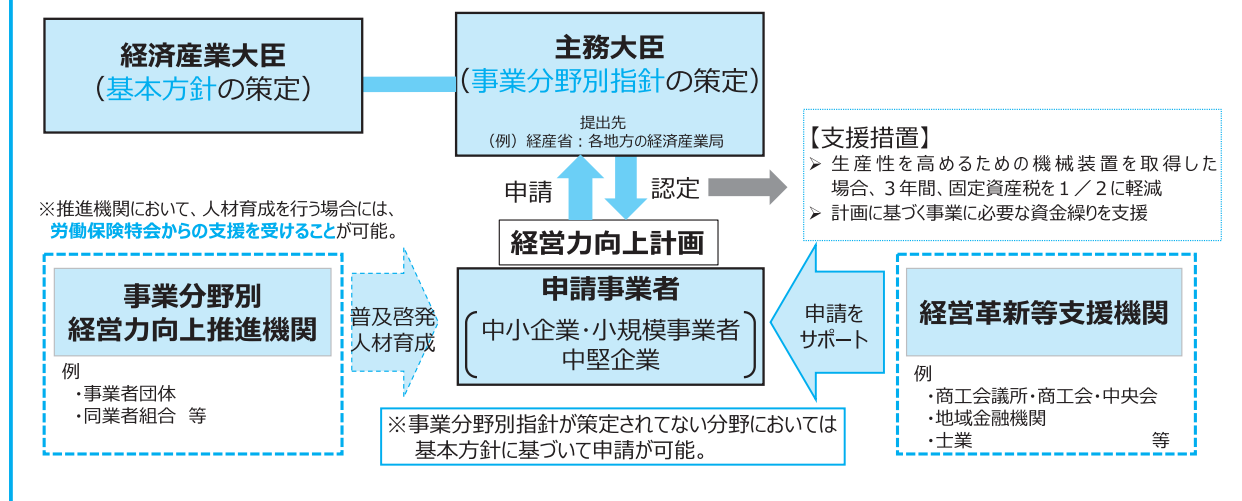
1

中小企業等経営強化法の概要

平成28年7月1日に「中小企業等経営強化法」が施行されました（中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律の一部を改正）。中小企業・小

規模事業者・中堅企業（以下「事業者」という。）は本法に基づいて「経営力向上計画」を作成し、主務大臣の認定を受けることで、一定の要件を満たした機械装置を新規に取得した場合の固定資産税の軽減措置や金融支援を受けることができます。

〈スキーム図〉



2

本法の目的

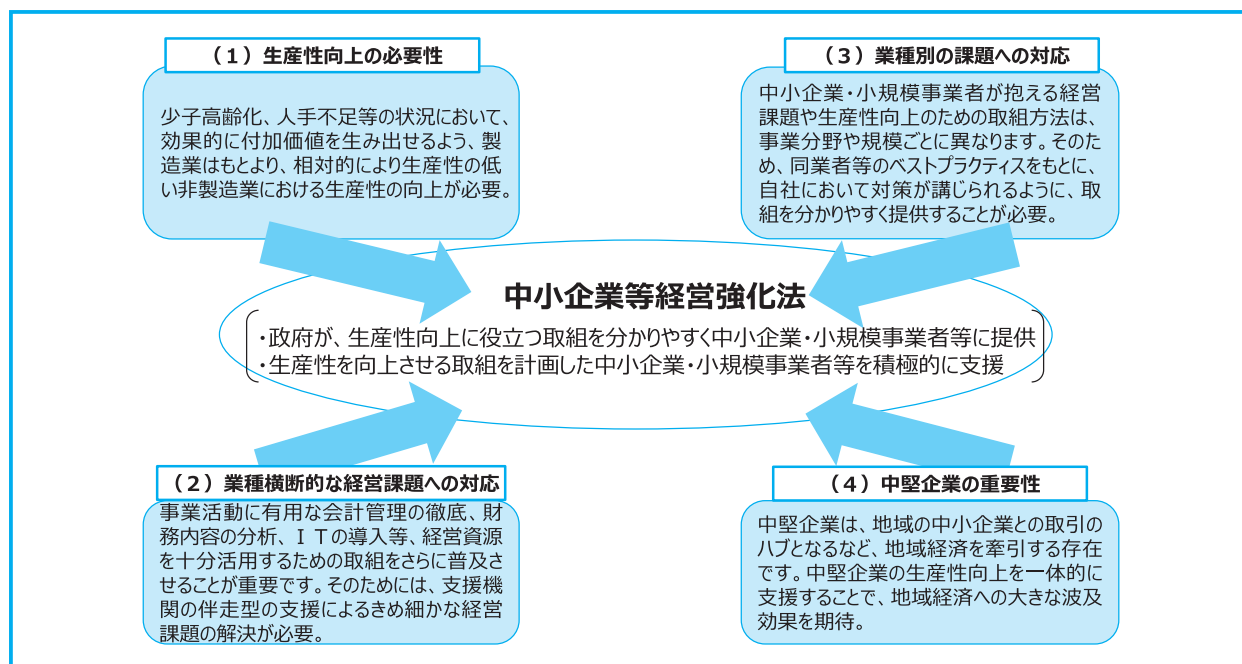
本法は、労働力人口の減少、企業間の国際的な競争の活発化等の経済社会情勢の変化に対応し、事業者の経営強化を図るため、事業所管大臣が事業分野ごとに指針を策定するとともに、事業者に

よる経営強化のための取組を支援するための措置等を講ずるものです。

3

建設業分野に係る経営力向上に関する指針について

建設業分野に係る経営力向上に関する指針が、平成28年10月13日に公表されました。本事業分野



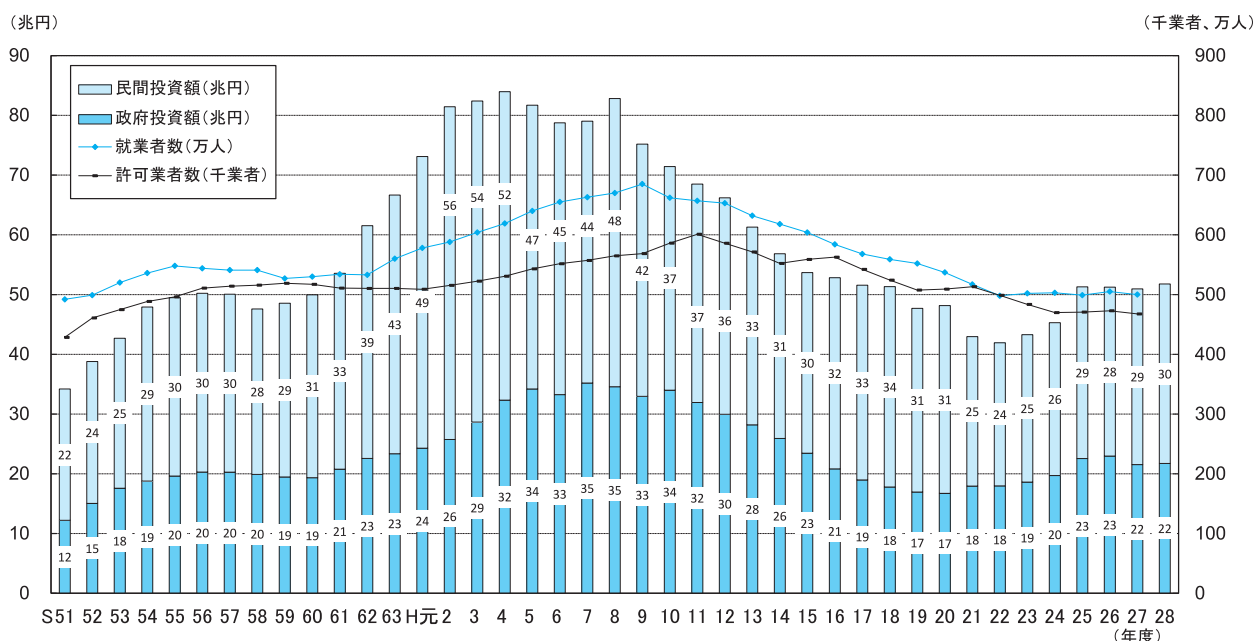
別指針が対象とするのは、日本標準産業分類の大分類「D：建設業」に属する企業を対象としています。なお、建設関連業（建築設計業・測量業・その他の土木建築サービス業）については、引き続き「基本方針」に基づき申請いただくこととなります。

建設業分野に係る経営力向上に関する指針の概要は次のとおりです。

(1) 建設投資額と足元の建設業就業者数

建設投資額は、平成4年度の約84兆円をピークとして、平成22年度には約42兆円まで落ち込んだ後、ここ数年は持ち直しが見られ、ピーク時から約4割減少した水準ではあるものの、平成27年度の建設投資額は約52兆円の見込みとなっています。

平成27年度末の建設業者数は、ピークとなった平成11年度末から約2割減少の約47万業者、平成27年平均の建設業就業者数は、ピークとなった平



成9年平均から約3割減の約500万人となっています。

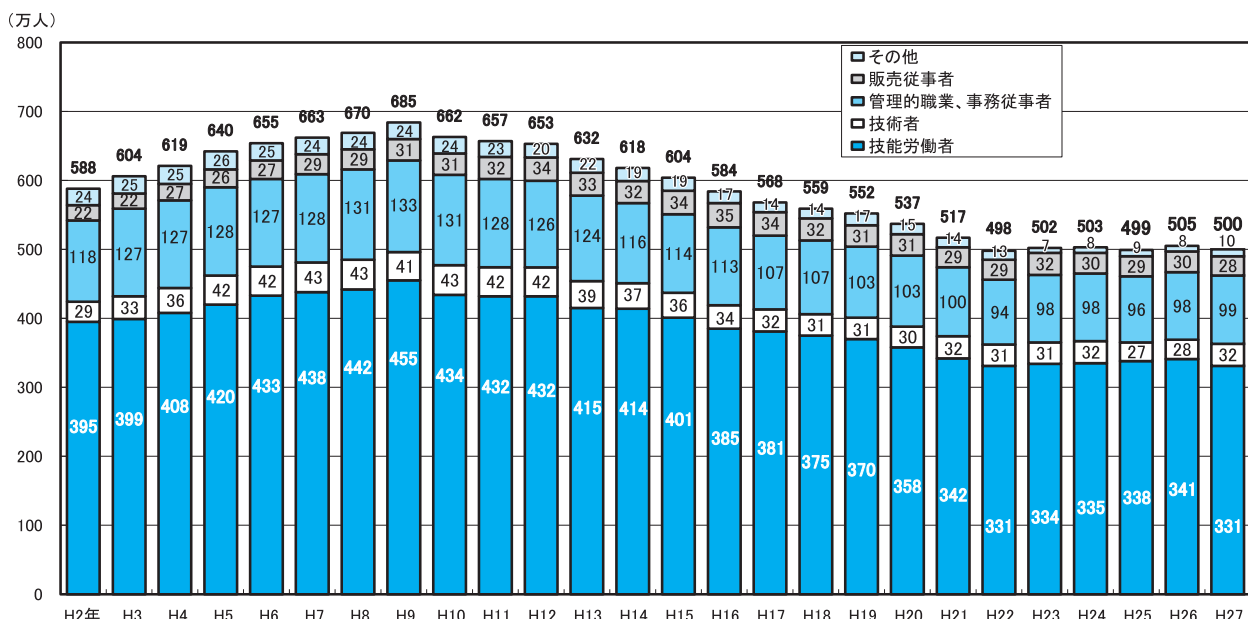
(2) 建設業の課題

建設業は、我が国の住宅、社会資本、さらには都市や産業基盤の整備に不可欠な産業であり、現場で直接施工を担う技能労働者によって支えられる産業です。

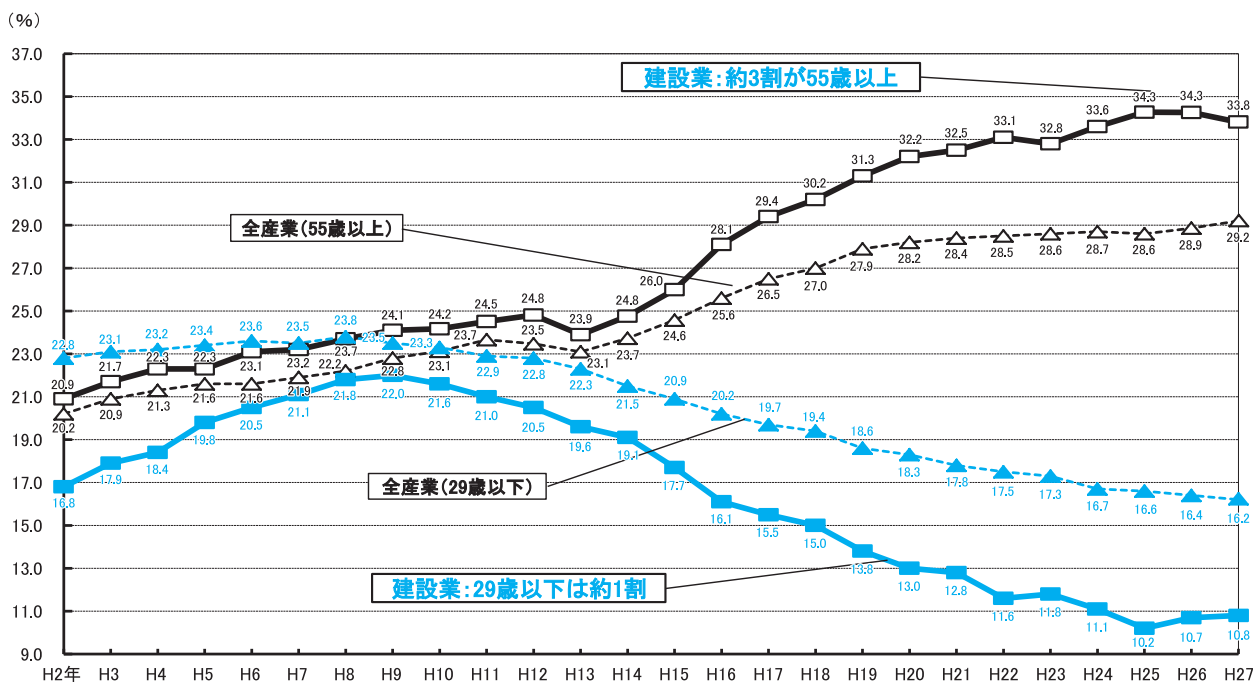
技能労働者の数は、ここ数年、安定した建設投

資を背景として堅調に推移しており、足元の労働者需給についても緩和傾向にあるなど、現時点においては、全体として技能労働者の不足という状況は見られません。

しかしながら、平成27年度における技能労働者数約330万人のうち、55歳以上が約112万人と約3分の1を占める一方、29歳以下は約36万人と約1割に留まっており、労働者の高齢化は他産業と比べより進行しています。



出典：総務省「労働力調査」(暦年平均)を基に国土交通省で算出
(※平成23年データは、東日本大震災の影響により推計値。)



出典：総務省「労働力調査」を基に国土交通省で算出

今後、高齢者の大量離職を控え、生産年齢人口が減少する中、建設業が成長を果たしていくためには、「人への投資」と「経営のイノベーション」を両輪として人と企業が共に成長する「人材投資成長産業」を目指し、官民が一丸となって担い手の確保・育成と生産性向上に取り組んでいくことが求められています。

他産業との人材獲得競争が厳しさを増す中、優秀な人材に建設業を選択してもらい、入職・定着を促すためには、安定した雇用、安定した収入、将来に夢と希望を持てるキャリアパスの提示など、処遇・やりがい・将来性といった様々な観点において他産業よりも魅力的な仕事を提供することが必要です。

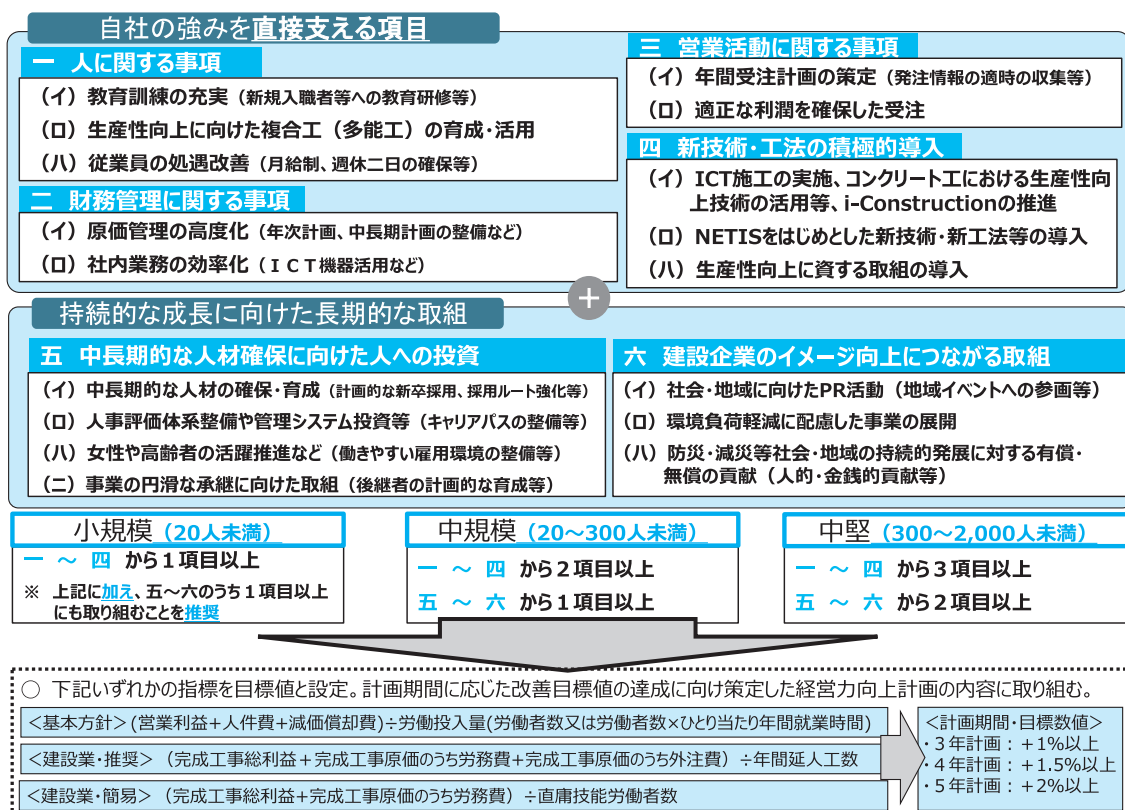
生産年齢人口の減少を補うとともに、限られた人材の処遇改善につなげていくため、業界全体でイノベーションを喚起し、建設現場の生産性向上を目的として、ICT技術の全面的な活用等を目指す「i-Construction」の推進や新技術情報提供システム（以下「NETIS」という。）をはじめとした新技術・新工法の導入、人材の効率的活用など

抜本的な生産性の向上に向けて取り組んでいくことが重要です。

(3) 建設業の経営力向上に関する目標及び経営力向上に関する事項について

経営力向上計画においては、経営力向上に関する目標として、労働生産性を記載していただく必要があります。生産現場が多数の技能労働者に支えられ、高度な分業体制が確立されている建設業の実態を踏まえ、基本方針に定められている指標に加え、技能労働者に支払われる給与等である「完成工事原価のうち労務費」や下請建設企業に支払われる「完成工事原価のうち外注費」を付加価値の構成要素と捉えた指標を、建設業独自の指標として設定し、事業者が経営力向上計画を策定する場合は、3つのうちいずれかの指標を用いることができることとしています。

また、経営力向上計画においては、自社の強みを直接支える項目を直接支える項目として、人に関する事項、財務管理に関する事項、営業活動に関する事項、新技術・工法の積極的導入を、また、持続的な成長に



に向けた長期的な取組として、中長期的な人材確保に向けた人への投資、建設企業のイメージ向上につながる取組を記載頂く必要があります。ただし、それぞれの記載項目数については、事業者の規模（小規模・中規模・中堅）により異なります。

(4) 認定により得られる主な特例措置

事業者は、経営力向上計画を策定し主務大臣の認定を受けることで、機械及び装置の固定資産税の軽減措置（資本金1億円以下の会社等を対象、3年間半減）や金融支援（低利融資、債務保証等）の特例措置を受けることができます。

① 建設業に関する固定資産税の軽減措置の主な対象資産

- 建設業が本軽減措置を受けるケースとしては、**建機を新規に取得する場合**が多いと考えられる。
- 固定資産税の軽減措置を受けるためには、**工業会等による「証明書」**（対象の資産が要件を満たしていること）をメーカー経由で取得し、経営力向上計画の申請時に添付の上、計画の認定を得る必要がある。
 <要件> ①販売から10年以内のもの、②旧モデル比で生産性が年平均1%以上向上するもの、③160万円以上の機械装置であること

- 本軽減措置の主な対象資産
 ～減価償却資産の耐用年数表の第2表の「機械及び装置」より抜粋～
 ・総合工事業用設備
 ・ブルドーザー、パワーショベルその他の自走式作業用機械設備
- 本軽減措置の対象となる建設業関係の「機械及び装置」は車両登録が必要となるものもあるが、「**大型特殊自動車**」に該当すれば**固定資産税の課税対象となり、本軽減措置の対象である。**

○ 大型特殊自動車の分類番号
 ～大型特殊自動車ナンバー登録をする場合の建設機械の分類番号は「0」「00～09」「000～099」となる。

品川 **099**
 に 12-〇〇

(参考) 建設機械以外
 品川 999
 る 89-〇〇
 「9」「90～99」「900～999」

大型特殊自動車の種類	自動車の構造及び原動機	大型特殊自動車の要件
建設用・一般用	ショベル・ローダ	タイヤ・ローラ
	ロード・ローラ	グレーダ
	ロード・スタビライザ	スクレーパ
	ロータリ除雪自動車	アスファルト・フィニッシャ
	タイヤ・ドーザ	モータ・スレーバ
	ダンパ	ホイール・ハンマ
	ホイール・ブレイカ	フォーク・リフト
	フォーク・ローダ	ホイール・クレーン
	ストラドル・キャリア	ターレット式構内運搬自動車
	自動車の車台が屈折して操向する構造の自動車	国土交通大臣の指定する特殊な構造を有する自動車
農耕作業用	農耕トラクタ 農業用薬剤散布車 刈取脱穀作業車 田植機及び国土交通大臣の指定する農耕作業用自動車	最高速度が35km/h以上の場合は大型特殊自動車に該当
その他	ボール・トレーラ及び国土交通大臣の指定する特殊な構造を有する自動車	全て大型特殊自動車に該当

出所：道路運送車両法施行規則第2条別表第1より



② 固定資産税の軽減措置以外の金融支援の特例措置

① 商工中金による低利融資

中堅クラス向け 中小企業者向け

経営力向上計画を策定した場合、商工中金の独自の融資制度により、低利融資を受けられる。

② 中小企業信用保険法の特例 中小企業者向け

中小企業者は、経営力向上計画の実行（※）にあたり、民間金融機関から融資を受ける際に、信用保証協会による信用保証のうち、普通保険等の別枠の追加保証や保証枠の拡大を受けられる。

※新事業活動に該当する事業

○ 保証限度額の別枠・保証枠の拡大

	通常枠	別枠
普通保険	2億円（組合4億円）	2億円（組合4億円）
無担保保険	8,000万円	8,000万円
特別小口保険	1,250万円	1,250万円
新事業開拓保険 海外投資関係保険	2億円→3億円（保証枠の拡大）	

③ 中小企業投資育成株式会社法の特例

中小企業者向け

経営力向上計画の認定を受けた場合、通常の投資対象（資本金3億円以下の株式会社）に加えて、資本金額が3億円を超える株式会社も中小企業投資育成株式会社からの投資を受けることが可能に。

④ 日本政策金融公庫によるスタンドバイ・クレジット

中小企業者向け

経営力向上計画の認定を受けた中小企業者（国内親会社）の海外支店又は海外現地法人が、日本公庫の提携する海外金融機関から現地通貨建ての融資を受ける場合に、信用状を発行して、債務の保証を実施できる。

- 補償限度額：1法人あたり最大4億5000万円
- 融資期間：1～5年

⑤ 中小企業基盤整備機構による債務保証

中堅クラス向け

中堅クラスの企業等、信用保険法の特例が措置されていない中小企業者以外の者が、経営力向上計画を実施するために必要な資金について、保証額最大25億円（保証割合50%、保証料率 有担保0.3%、無担保0.4%）の債務の保証を受けられる。

⑥ 食品流通構造改善機構による債務保証

中堅クラス向け 中小企業者向け

食品製造業者等は、経営力向上計画の実行にあたり、民間金融機関から融資を受ける際に、食品流通構造改善機構による債務の保証を受けられる。